



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	学術コミュニケーションにおけるリポジトリ、著作権、クリエイティブ・コモンズ
Author(s)	加藤, 大博; Hoorn, Esther
Description	Esther Hoorn著『Repositories, Copyright and Creative Commons for Scholarly Communication』(Ariadne. issue 45, Oct. 2005) を、著者と版元の許可を得て日本語訳したもの
Issue Date	2006-04-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/8455
Type	journal article
File Information	hoorn_trans.pdf



原題 : Repositories, Copyright and Creative Commons for Scholarly Communication

学術コミュニケーションにおけるリポジトリ、著作権、 クリエイティブ・コモンズ

原著 : Esther Hoorn

Information Specialist and Researcher, Law and ICT

Faculty of Law, University of Groningen, The Netherlands

<email: E.Hoorn@rug.nl> <website: <http://www.ticer.nl/05carte/curric.htm#Hoorn>>

翻訳 : 加藤 大博 (KATO, Hiromichi)

北海道大学附属図書館 (Hokkaido University Library, Japan)

<email: katze@lib.hokudai.ac.jp>

NOTE: This article by Esther Hoorn was first published in "Ariadne" Web Magazine, issue 45, October 2005 <<http://www.ariadne.ac.uk/issue45/>>, and translated by Hiromichi KATO.

はじめに

知的所有権は、今日ますます強力で広範なものとなっている。法学分野において研究と学術出版における著作権問題が論じられる際には、この認識が当然の前提とされるまでに至っている[1]。また Boyle は、インターネット時代におけるパブリックドメインの維持の困難さについて懸念を表明している[2]。このような状況下で、現行の著作権法の枠内に収まりながらも、学術出版と学術コミュニケーションの価値と可能性を保護する新たな手段が考案されている。権利保持者にとっての利益と、著作物利用者や公共にとっての利益とがしばしば相反することを考慮しつつ、著作権法とうまく付き合うことは、理に適ったバランスのよいやり方なのである。

WIPO (世界知的所有権機関) 著作権条約の前文には、EBLIDA (European Bureau of Library, Information and Documentation Associations) によって提案された[3]以下のような文言が明記されている[4] :

“締約国は、ベルヌ条約において規定されている、著作者の権利と、特に教育、研究、情報へのアクセスといったより大きな公共の利益との間のバランスを維持

する必要性を認め、...”

幾分抽象的ではあるが、この文言は、著作権は学術コミュニケーションに欠くべからざる利益と同様のものを提供する、と読むことができる。このことは、オープンアクセスを現行著作権法の枠内で成り立たせるための現実的な一歩である。法を改正せずとも学術コミュニケーションのニーズに応えられる著作権のあり方として、クリエイティブ・コモンズを技術的な方法を通じて（例えばメタデータにライセンスを表示させるなどして）用いることが挙げられる。

加えて、（単に手段としてだけでなく）オープンアクセスを擁護する道具としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの可能性を検討してみるのもよい。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを学術利用のために調整することを通じて、研究というもののあり方を再検証することは、重要であるかもしれない。学術コミュニケーションの目的を理解するのと同様、その価値についてもよく理解することによって、解決法は見えてくる[5]。このことは、研究者に必然的に関わってくる問題であり、学問という領域に特有の解決策に至るためには重要なことである。ベルリン宣言は、公表された著作の適切な帰属表示と責任ある利用が、（研究者の）コミュニティの標準として重要視され続けるだろうという視点を示している。

リポジトリとオープンアクセス

著作権の表と裏

オープンアクセスは、エンドユーザに対して、学術文献に自由にアクセスし利用できる権利を与える。これは、根本的なパラダイムシフトである。著作権とは、エンドユーザの利益を保護するためのいくらかの制限の下、著者に対して「国家から与えられる」出版・公表に関する占有権に基礎を置くものである。オープンアクセスは、権利保持者が自分の権利のいくらかをエンドユーザに与えようとすることで成し遂げられる。なぜならば、著作権法は制度上のものであって、権利保持者は自分の権利のいくらかを譲るかどうか決定できるからである。ベルリン宣言におけるオープンアクセス文献の定義を厳密に読むことの最大のメリットは、事態を進展させるには個々の著者が率先することが必要である、ということをも明白にしてくれることである。

ベルリン宣言における著作権ロードマップ

ますます多くの機関がベルリン宣言に署名している現在、オープンアクセスの定義を詳らかにしておくのは有益なことだろう。まず、オープンアクセスを標榜するには2つの条件があることが分かる：

- 著者は、エンドユーザに対して自由なアクセスを許諾すること
- 著者は、著作の完成した版をリポジトリに置くこと

近頃は、図書館は2番目の条件が満たされると満足する傾向があるのが実態のようである。それは結果として、オープンアクセスに至るよりよい道を見逃すことになる。その道は、前文を伴う以下のような定義の中に隠されている：

“オープンアクセス文献の定義

オープンアクセスの確立を理想的なものにするためには、科学知識の創出者と文化的遺産の所有者の総員の積極的な参加が必要である。オープンアクセス文献には、オリジナルの研究成果、未加工のデータ、及びメタデータ、原資料、画像資料、マルチメディア資料が含まれる。オープンアクセス文献は、2つの条件を満たさなければならない：

1. オープンアクセス文献の著者と権利保持者は、私的に使用される少数の複製の権利と同じように、全ての利用者に対し、自由で、取り消されない、世界中からアクセスできる権利を許諾し、かつ、利用者がその適正な目的を達するために、いかなるデジタル媒体においても、複製し、使用し、公に頒布・送信・表示し、派生物を作成し頒布するライセンスを与えること。ただし、原著の帰属が適切に示された上で（現在でもそうであるように、公表された著作の適切な帰属表示と責任ある利用は、コミュニティの標準であり続けるだろう）。
2. 著作の完成した版と、全ての付属資料、条件1で規定された許諾のコピーが、妥当で標準的な電子的フォーマットにおいて、オープンアクセス、制限のない頒布、相互操作性、長期保存を追求する学術機関、学会、政府機関、その他権威ある組織によって維持される適切な標準技術でもって（例えば Open Archive によって）、少なくとも一つ以上のオンラインのリポジトリに保管されること（及びそのように公開されること）。” [6]

オープンアクセス文献の定義は、2つの条件の前文に「オープンアクセスの確立を理想的なものにするためには、科学知識の創出者と文化的遺産の所有者の総員の積極的な参加が必要である」という要件を示している。これまで述べてきたように、法律家の視点からすれば、これもまた重要なポイントである。

1つ目の条件は、権利保持者[7]が、エンドユーザに対し自由なアクセスを許諾するだけでなく—これは容易に達成されるだろうが—、適正な目的のための再利用についてのライセンスをも与えようとしたときに満たされる。これは重要な条件である。というのは、そのようにすることで、権利保持者は法的なパブリックドメインを広げることになるからである。更に、このライセンスは、教育目的に学術資料を再利用する際にはつき

ものの手間を減らす可能性についても提示している。

1 つ目の条件に示されるようなライセンスの範疇は、印刷物には及ばない。むしろ、デジタル媒体における責任ある利用のために、再利用の仕方に制限を設けているのである。法律家には、「責任ある利用」の基準が曖昧であると指摘されることだろうから、これについてはもう少し釈明しておこう。(まず) コミュニティは、それぞれの研究分野に適合したライセンスを決める。(次に) オープンアクセス文献を作成できるようなライセンスの選択肢があるガイドラインないし出版協定が、大学部局や賢明なる学会や雑誌編集部によって策定される。そしてそういったガイドラインの下で、セルフアーカイブやオープンアクセスのビジネスモデルを促進するような出版者が、自分の適度な利益を確保する、というのが冴えたやり方ということになるだろう[8]。

筆者は、このライセンスは単に形式的な条件として挙げられているに過ぎないとか、(オープンアクセスの施行に) 問題を引き起こしかねないといった主張には与しない[9]。より活況であるクリエイティブ・コモンズが、そうはならないことを既に証明している。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの組織的配備に関する研究の予備報告によれば、公的機関がクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用することを妨げる理由はない、とのことである[10]。

オープンアクセス文献の定義における 2 つ目の条件は、「著作の完成した版と、全ての付属資料、条件 1 で規定された許諾のコピーが、妥当で標準的な電子的フォーマットにおいて、少なくとも一つ以上のオンラインのリポジトリに保管されること (及びそのように公開されること)」を掲げている。リポジトリ管理者は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのような、検索可能で標準的なライセンスを使用していることを示すことによって、この条件の施行を容易にすることができる。

認知向上の好例となるために

SURF と JISC による協力プログラムの一環として、オープンアクセス雑誌出版における著作権についての調査が行われた。筆者はこの調査に関わっている。その報告書「Towards Good Practices on Copyright in Open Access Journals」は現在オンラインで読むことができるようになっている[11]。報告書中の提言の数々は、リポジトリ利用についての認知向上のためにも役に立つことだろう。提言の中では、オープンアクセス雑誌で既に (著作を) 発表したことのある著者であっても著作権問題に対する関与度がいまだ低い、ということが述べられている。次を見てほしい：

“学術コミュニケーションにおける最も重要な利害関係者は著者である研究者自身なのだろうが、彼らは新たな著作権像を作り上げていくことにあまり関与し

ていないようである。換言すれば、研究者コミュニティに行き渡らなくさせている要因は、研究者の低い関与度と無知ということである。本調査によって、回答者の30%は自分の論文の著作権をまず誰が保持するのか知らず、26%は自分の論文の著作権問題にあまり関心を払っていない、ということが分かった。” [11]

主な提言のうちの一つは、認知向上のモデルとしてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを利用すること、である。このライセンスは、様々なオープンアクセス雑誌で用いられている。

例えば PLOS (Public Library of Science) 発行の雑誌は、出版社のビジネスモデルと、エンドユーザが適当と思う自由さの間の関係性を明らかにしてみせている。PLOS のような雑誌出版社は、著作へのアクセスや再利用による利益に依存していない。それゆえ PLOS は、著者がクリエイティブ・コモンズの「帰属」ライセンスを適用することに反対し得ない。(このライセンスの下では) 適切な帰属表示をする限り、エンドユーザは自由に再利用することができる。営利的な再利用すら許可される。PLOS は、「出版社も著者も、著作がより広く普及することに関心があるのだ」と述べている。それゆえ、例えば PLOS の雑誌記事が翻訳されてインド市場に本として売りに出るとしても、反対することはないだろう。

一般にこの調査からは、著者は雑誌出版社に対して、著作権に関しては限定的な役割をのみ望んでいることが分かる。著作権問題についての、伝統的な雑誌出版社に対する著者のこういった姿勢は驚くべきものである。著者のほとんどがその伝統的な雑誌出版に依っている現状にあって、出版社に著作権を委譲することをよしとしている者は2%しかおらず、雑誌記事の再利用許諾を出版社がコントロールすべきだと考えている者はたった10%である。最も多い回答(71%)は、「著作権は著者が保持したままがよい」というものであった。利用許諾は著者がコントロールしたいという回答も同様に多かった。伝統的な雑誌編集者についての、回答者のこのような判断もまた真実なのである。

著者は、誰に対しても学術的・教育的目的による再利用については制限するつもりがないが、営利的な再利用は制限したいようである。これは、(クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける)「非営利」ライセンスで成し遂げられることだろう。見たところベルリン宣言からは、帰属表示を求める権利は著者が保持するのが学術コミュニケーションにとって適切であるとしているように読める。これは、「帰属」ライセンスを付加することで実現できる。クリエイティブ・コモンズが提供する第三の選択肢は、エンドユーザが(再利用して作成した)自分の著作を、元の著作と同じようにクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの下で自由にアクセス可能にするか選ぶことができる、というものであるが、このような学術コミュニケーションにおける「同一条件許諾」ライセンスの価値については、クリエイティブ・コモンズの簡単な紹介をした後に述べるこ

ととする。

クリエイティブ・コモンズ

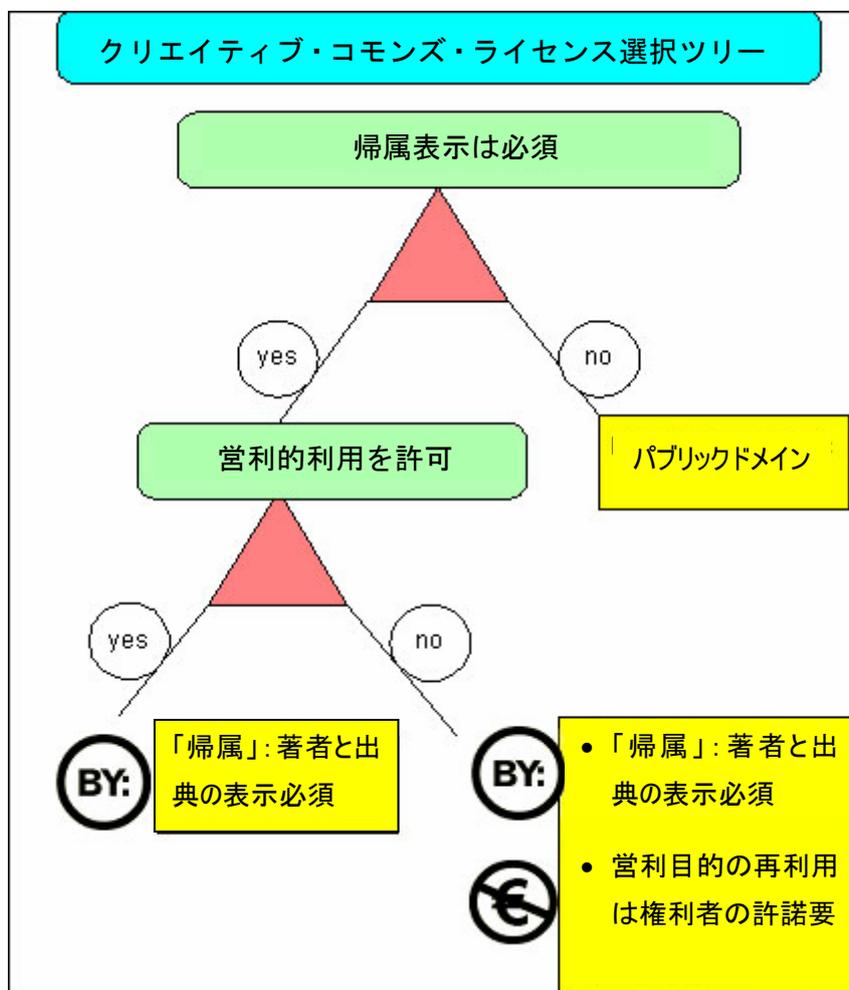


図1: クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの主要な選択肢

インターネットの発達に伴って著作権が総論的にも各論的にも重要になってきているのは、音楽・映画業界の強烈なロビー活動に主な原因がある。法的・技術的な保護措置は、彼らの利益を保護するのに利用されている。しかしながら同時に、文化と知識の流布—著作権が振興しようとするものであるが—もまた脅かされている。これに対抗する活動が、Lawrence Lessig[12]が推進するクリエイティブ・コモンズである。クリエイティブ・コモンズは、音楽や写真、文章を共有したい人々に対して、作者とエンドユーザの契約という形で、著作権法の枠内で採り得る条件の下、共有を可能にする機会を提供する。その契約では、作者はエンドユーザが作品を利用する上でよいことを設定する。この契約は標準化され、法に立脚したものとなっており、また普通の（分かりやすい）言葉で、検索可能なメタデータとして提供されている。

例えば、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの下で一作者の名前の表示が必須で、非営利の再利用は許可されているとして一写真を利用可能にしたとすると、課題をやる上でその写真を使いたいと考えた学生は、その場合利用に何ら問題がないと知ることができるし、写真を撮った人の名前を示すほかは手間を掛けずに課題を発表することができる。

利用者の視点からすれば、理想的な状況というのは、検索する過程で、著作権に関するメタデータを通し利用者の権利が明確に示されることだろう。このような機能は、クリエイティブ・コモンズのウェブサイトの「Find」ボタンから体験できる。今のところ、機関リポジトリで用いられている OAI プロトコルによるメタデータには、利用者の権利に関する情報を付加する作業が必要な状況である。最終的には、学術的、非営利での再利用が可能な著作の検索結果が大量になり、それゆえ学術コミュニティが共有することの価値を見出していることが分かる、という状況になるかもしれない。

「同一条件許諾」

「同一条件許諾」ライセンスを用いることは、インターネットにおける研究と学術コミュニケーションの自由なアクセスを達成するには総体的な努力が必要になる、ということ認識させる。このライセンスの利用は、学術コミュニケーションの中心的価値—即ち、情報を共有することによる知の構築—に共鳴するものと思われる[13]。引用に関する著者の権利の制限は既に著作権法に規定されているわけであるが、そういった視点から、同一ライセンスを適用すべしという条件を付加することが学術コミュニケーションにおいて実用的かどうか、検討してみるのもよいだろう。このライセンスは、協同作業ソフトを使ってインターネット上で合作する、というような場合には有効だろう[14]。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス： ベルリン宣言とリポジトリ

ベルリン宣言における条件とクリエイティブ・コモンズ・ライセンスとを統合的に運用するには、以下の手順が必要となる。

- ベルリン宣言におけるオープンアクセス文献の定義の 2 つ目の条件を踏まえて、リポジトリ管理者が文献登録者に対してクリエイティブ・コモンズ・ライセンス一般に関する情報を提示すること
 - 著作権を保持している文献登録者が、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを用いているという機関のポリシーに共感すること
 - 研究者のコミュニティが、彼らの分野に適合するようにクリエイティブ・コモン
-

- ズ・ライセンス利用のためのガイドラインや協定を作ること
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの下で発表した文献を、著作権に関するメタデータの整備により検索できるようにすること
- 機関が権利保持者であるような文献(例えば、教育的資料)も登録可能であるから、ベルリン宣言に則って、そのような文献にクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを適用するポリシーを策定すること

おわりに

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスはオープンアクセス運動に価値を付加し得る、ということを証明できていれば筆者は本望である。ベルリン宣言に示されているように、著者の参加は欠かせないものである。標準化されたクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのモデルならば、この目標を達成し得る。このアプローチの更なる利点は、現在主に図書館によって為されている運動が広範囲に及び得るところにある。

更なる発展のためには、全てのリポジトリ管理者が、法学やそれに関連する研究者の協力を得ることが不可欠である。総合的な議論により潜在力の認知向上に繋がることが望まれる。例えば、国際的な分散ネットワーク環境の構築や、情報共有のための実践的アプローチ、学術コミュニケーションプロセスに新世代の peer-to-peer (P2P) ソフトを組み込むことによる機会の拡大、といったことである[15]。

謝辞

本稿の基礎となった仕事を与えてくれた Ticer[16]に感謝を表したい。

参考文献・註

1. Samuelson, Pamela, Preserving the positive functions of the public domain in science, *Data Science Journal*, Volume 2, 24, November 2003 p.192
http://www.sims.berkeley.edu/~pam/papers/dsj_Nov_2003.pdf
Also: C Waelde and M McGinley, "Public Domain; Public Interest; Public Funding: focussing on the 'three Ps' in scientific research", (2005) 2:1 SCRIPT-ed 83 available at:
<http://www.law.ed.ac.uk/ahrb/script-ed/vol2-1/3ps.asp>
 2. Boyle, J., The second enclosure movement and the construction of the public domain 66 *Law & Contemp. Probs.* 33 (Winter/Spring 2003)
<http://www.law.duke.edu/journals/66LCPBoyle>
 3. S. Norman, IFLA Copyright Adviser, Report of the WIPO Diplomatic Conference 2-20th
-

December 1996,

<http://www.ifla.org/III/pb/pr970122.htm>

4. WIPO Copyright Treaty, Official Journal L 089, 11/04/2000 P. 0008 - 0014
[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:22000A0411\(01\):EN:HTML](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:22000A0411(01):EN:HTML)
 5. H. Nissenbaum, New Research Norms for a New Medium, The Commodification of Information. N. Elkin-Koren and N. Netanel (editors) The Hague: Kluwer Academic Press, 2002. 433-457
 6. Conference on Open Access to Knowledge in the Sciences and Humanities 20 - 22 Oct 2003, Berlin
<http://www.zim.mpg.de/openaccess-berlin/berlindeclaration.html>
 7. For research works the author is generally assumed to be the rights holder. Institutions in some jurisdictions hold the rights on educational materials.
 8. An interesting example of this approach can be found in the Open Access Law Programme
<http://science.creativecommons.org/literature/oalaw>
 9. A possible next step to facilitate enforcement and tune the distinction between proper scholarly use and commercial use would be to introduce a copyright dispute resolution system. See: Lemley, Mark A. and Reese, R. Anthony, "A Quick and Inexpensive System for Resolving Digital Copyright Disputes" (March 24, 2004). UC Berkeley Public Law Research No. 525682. <http://ssrn.com/abstract=525682>
 10. Creative Commons Licensing Solutions for the Common Information Environment
<http://www.intrallect.com/cie-study/index.htm>
 11. E. Hoorn, M. van der Graaf, Towards good practices of copyright in Open Access Journals
<http://www.surf.nl/en/publicaties/index2.php?oid=50>
 12. Lessig, L., Code and other laws of cyberspace, Basic Books, New York, 1999 Recently a collaborative effort to update this book has been undertaken. Read more:
<http://www.lessig.org/blog/>
 13. Benkler, Y. "Sharing Nicely": On shareable goods and the emergence of sharing as a modality of economic production , The Yale Law Journal, Vol. 114, pp. 273-358
http://www.yalelawjournal.org/pdf/114-2/Benkler_FINAL_YLJ114-2.pdf
 14. An example of this can be found in the project JurisPedia, the shared law
http://en.jurispedia.org/index.php/Main_Page
 15. A good example is the German Mediaconomy Project. In this research partnership a workshop on Legal Aspects of Open Access has taken place and a series of lectures were held:
<http://www.mediaconomy.de/ringvorlesung/ringvorlesung.pdf>
-

16. Ticer <http://www.ticer.nl/>

Acknowledgements from Translator

I appreciate that Ms. Hoorn and the editorial board of Ariadne granted permission for translation with good grace.